

令和8年第1回区議会定例会追加提出予定議案

第1 条例

1 目黒区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(1) 制定内容

下記(3)アの法律による児童福祉法の改正に伴い、同法により条例で定めることとされた乳児等通園支援事業(※)の設備及び運営に関する基準を、下記(3)イの府令に準じて次のように定める。

※ 乳児等通園支援事業 保育所等において、生後6か月を経過し、かつ、満3歳未満の乳幼児(保育所等に入所しているものを除く。)に適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、当該乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業

ア 一般型乳児等通園支援事業(保育所等において、定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う方法)の場合

(ア) 設備に関する基準

乳児室が1.65㎡/人以上、ほふく室が3.3㎡/人以上であること等

(イ) 職員に関する基準

乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とすること等

イ 余裕活用型乳児等通園支援事業(保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行う方法)の場合

保育所等について定められた設備及び職員に関する基準で定めるところによること。

ウ その他

運営規程の策定、非常災害対策、衛生管理、苦情対応等に関する基準

(2) 施行期日

公布の日

(3) 参考

ア 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)

公布 令和6年6月12日 施行 令和7年4月1日(児童福祉法改正に係る部分)

イ 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令1号)

公布 令和7年1月14日 施行 令和7年4月1日

2 目黒区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(1) 制定内容

下記(3)の法律による子ども・子育て支援法の改正に伴い、同法により条例で定めるとされた特定乳児等通園支援事業(※)の運営に関する基準を、下記(3)イの府令に準じて

次のように定める。

※ 特定乳児等通園支援事業 子ども・子育て支援法に基づく乳児等のための支援給付の制度に係る乳児等通園支援事業

ア 利用定員に関する基準

事業者は、1時間当たりの利用定員を定めるとともに、利用時間数、開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めること。

イ 運営に関する基準

- ・面談に関すること。
- ・心身の状況等の把握に関すること。
- ・運営規程に関すること。
- ・緊急時の対応に関すること 等

(2) 施行期日

令和8年4月1日

(3) 参考

ア 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）

公布 令和6年6月12日

施行 令和8年4月1日（乳児等のための支援給付の制度に係る部分）

イ 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）

公布 令和7年11月13日 施行 令和8年4月1日

### 3 目黒区立保育所条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 区長が指定する区立保育所において、乳児等通園支援事業を実施することとする。

イ 乳児等通園支援事業の利用に係る使用料について定める。なお、子ども・子育て支援法に基づく乳児等のための支援給付の制度により、利用者の当該使用料の支払は発生しない。

(2) 施行期日

令和8年4月1日

### 4 目黒区立幼稚園条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア ひがしやま幼稚園において、現に在園している者に対し、一時預かり事業を実施することとする。

イ 一時預かり保育料の徴収について定める。なお、具体的な保育料の額については、下記5の条例改正により定める。

(2) 施行期日

目黒区教育委員会規則で定める日

5 目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

上記4の条例改正に伴い、区立幼稚園一時預かり保育料の額を、「1時間当たり400円を超えない範囲内で委員会が定める額」と定める。

(2) 施行期日

上記4の条例の施行の日

第2 契約

1 目黒区立目黒南中学校新築工事の請負契約

(1) 契約の相手方 坪井工業株式会社

(2) 契約金額 7,906,800,000円

(3) 工期 契約の日から令和11年2月28日まで

2 目黒区立目黒南中学校新築に伴う機械設備工事の請負契約

(1) 契約の相手方 栄幸建設工業株式会社

(2) 契約金額 1,271,094,000円

(3) 工期 契約の日から令和11年2月28日まで

3 目黒区立目黒南中学校新築に伴う電気設備工事の請負契約

(1) 契約の相手方 工藤電業株式会社

(2) 契約金額 928,510,000円

(3) 工期 契約の日から令和11年2月28日まで